

諮問日：平成30年5月29日（平成30年度（最情）諮問第7号）

答申日：平成30年10月19日（平成30年度（最情）答申第39号）

件名：司法研修所別館の概要が書いてある文書等の一部開示の判断に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

別紙1記載の各文書の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、別紙2記載の各文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成30年1月15日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

本件対象文書中の不開示部分（以下「本件不開示部分」という。）が行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条4号及び6号に規定する不開示情報に相当するかどうか不明である。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

司法研修所別館及びなごみ寮は、全国の裁判官が集合して研修に参加し、滞在するための施設であり、いずれも一般の来庁者の出入りが想定されておらず、許可のない者の敷地内への入構を禁止していることから明らかなとおり、庁舎全体について極めて高度なセキュリティを確保する必要がある。

本件不開示部分は、①司法研修所別館及びなごみ寮の施設の施錠の状況及び解錠方法に関する情報と、②司法研修所別館及びなごみ寮が所在する敷地への入構方法、建物内の各部屋の配置、電話番号、ファクシミリ番号及び内線番号、

I T整備状況並びに具体的なセキュリティ対策に関する情報である。

上記①の情報は、これを公にすることにより、許可のない者の侵入が可能になり、裁判官に対する危害や犯罪を誘発し、その実行を容易にして、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとともに、庁舎管理事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

上記②の情報は、これを公にすることにより、全体として庁舎管理事務及び警備事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるほか、職務に関係のない問合せやファクシミリ送信によって職務に必要な連絡に支障が生じ、裁判所の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。また、サイバー攻撃の際の糸口等を推測させ、情報セキュリティの確保に支障を及ぼすおそれがある。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成30年5月29日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年7月20日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年9月21日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 本件対象文書を見分した結果によれば、本件不開示部分は、司法研修所別館及びなごみ寮の施設に係る施錠の状況及び解錠方法、司法研修所別館及びなごみ寮が所在する敷地への入構方法、建物内の各部屋の配置、電話番号、ファクシミリ番号及び内線番号、I T整備状況並びに具体的なセキュリティ対策に関する情報と認められる。このような記載内容に照らせば、本件不開示部分を公にすると、庁舎管理事務及び警備事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるほか、職務に関係のない問合せやファクシミリ送信によって職務に必要な連絡に支障が生じ、裁判所の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、また、サイバー攻撃の際の糸口等を推測させ、情報セキュリティの確保に支障を

及ぼすおそれがあるという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

したがって、本件不開示部分は、法5条6号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

- 2 以上のとおりであるから、原判断については、本件不開示部分は法5条6号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長                    高   橋                    滋

委                    員                    久   保                    潔

委                    員                    門   口                    正   人

## 別紙 1

- 1 司法研修所別館の概要が書いてある文書
- 2 司法研修所別館の各階平面図
- 3 司法研修所別館なごみ寮の部屋の配置，各部屋の間取り，備品，利用方法等が書いてある文書（最新版）
- 4 司法研修所別館なごみ寮の写真が含まれている文書のうち，最後に作成されたもの

## 別紙 2

- 1 司研別館ガイド
- 2 各階平面図研修棟 1 階
- 3 各階平面図研修棟 2 階
- 4 各階平面図研修棟 3 階
- 5 案内図研修棟 4 階（南向き）
- 6 司法研修所別館研修棟 1 階平面図
- 7 司法研修所別館研修棟 2 階平面図
- 8 司法研修所別館研修棟 3 階平面図
- 9 司法研修所別館研修棟 4 階平面図
- 10 司法研修所別館研修棟屋階平面図
- 11 司法研修所別館なごみ寮 1 階平面図， 2 階平面図
- 12 司法研修所別館なごみ寮 3 階平面図， 屋階平面図
- 13 「司法研修所別館の施設の利用等について」と題する文書（別添「資料 1」及び「資料 2」を含む。）
- 14 最高裁判所司法研修所パンフレット